

札幌市簡易専用水道指導要領（平成 7 年 3 月 3 1 日衛生局長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考																														
第 1 条～第 1 5 条 （省略）	第 1 条～第 1 5 条 （現行のとおり）	新規追加																														
第 1 6 条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。	第 1 6 条 この要領の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。 ただし別表 1 に掲げる給水設備構造基準および別表 2 に掲げる給水設備維持管理基準に関する事柄は保健所生活衛生担当部長が定める。																															
附 則 （省略）	附 則 （現行のとおり） 附 則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。		新規追加																													
別表 1 給水設備構造基準 （省略）	別表 1 （現行のとおり）																															
別表 2 給水設備維持管理基準 （省略）	別表 2 （現行のとおり）																															
附表 1	附表 1 （一般 12 項目）	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更																														
<table><tr><th>番号</th><th>項目</th><th>基準</th></tr><tr><td>1 ・ 2 ・ 9・11</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr><tr><td>34</td><td>鉄及びその化合物</td><td>0.3 mg／L 以下</td></tr><tr><td>38</td><td>塩化物イオン</td><td>200 mg／L 以下</td></tr><tr><td>46</td><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)</td><td>3 mg／L 以下</td></tr></table>	番号		項目	基準	1 ・ 2 ・ 9・11	(省略)	(省略)	34	鉄及びその化合物	0.3 mg／L 以下	38	塩化物イオン	200 mg／L 以下	46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg／L 以下	<table><tr><th>番号</th><th>項目</th><th>基準</th></tr><tr><td>1 ・ 2 ・ 9・11</td><td>(現行のとおり)</td><td>(現行のとおり)</td></tr><tr><td>35</td><td>鉄及びその化合物</td><td>0.3 mg／L 以下</td></tr><tr><td>39</td><td>塩化物イオン</td><td>200 mg／L 以下</td></tr><tr><td>47</td><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)</td><td>3 mg／L 以下</td></tr></table>	番号	項目	基準	1 ・ 2 ・ 9・11	(現行のとおり)	(現行のとおり)	35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L 以下	39	塩化物イオン	200 mg／L 以下	47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg／L 以下
番号	項目		基準																													
1 ・ 2 ・ 9・11	(省略)		(省略)																													
34	鉄及びその化合物		0.3 mg／L 以下																													
38	塩化物イオン		200 mg／L 以下																													
46	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)		3 mg／L 以下																													
番号	項目	基準																														
1 ・ 2 ・ 9・11	(現行のとおり)	(現行のとおり)																														
35	鉄及びその化合物	0.3 mg／L 以下																														
39	塩化物イオン	200 mg／L 以下																														
47	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	3 mg／L 以下																														

改正前			改正後			備考
47	p H値	5.8 以上 8.6 以下	48	p H値	5.8 以上 8.6 以下	「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
48	味	異常でないこと	49	味	異常でないこと	
49	臭気	異常でないこと	50	臭気	異常でないこと	
50	色度	5 度以下	51	色度	5 度以下	
51	濁度	2 度以下	52	濁度	2 度以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 2			附表 2（消毒副生成物 12 項目）			
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
10	(省略)	(省略)	10	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	
27	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L 以下	28	総トリハロメタン (クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L 以下	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	
30	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	

改正前			改正後			備考
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L 以下	32	ホルムアルデヒド	0.08 mg／L 以下	1, 4－ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更 「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 3			附表 3（一般有機化学物質 7 項目）			
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	
14	(省略)	(省略)	14	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
16・ 17・ 18・ 19	(省略)	(省略)	15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	
20	ベンゼン	0.01 mg／L 以下	16・ 17・ 18・ 19	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			21	ベンゼン	0.01 mg／L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令（平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号）による。			
附表 4			附表 4（その他 21 項目）			
番号	項 目	基 準	番号	項 目	基 準	1, 4－ジオキサンを附表 4 から附表 3 へ変更 「水質基準に関する省令」の改正による水質基準の追加に伴う 20～51 の項の繰り下げによる番号変更
3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(省略)	(省略)	3・ 4・ 5・ 6・ 7・ 8・ 12・ 13	(現行のとおり)	(現行のとおり)	

改正前			改正後			備考
15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	15	1, 4－ジオキサン	0.05 mg／L 以下	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg／L 以下	20	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸) (別名 P F O S) 及び	0.00005 mg／L 以下	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L 以下		ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O A)		
35	銅及びその化合物	1.0 mg／L 以下				
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L 以下				
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L 以下	33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg／L 以下	
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg／L 以下	34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg／L 以下	
40	蒸発残留物	500 mg／L 以下	36	銅及びその化合物	1.0 mg／L 以下	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L 以下	37	ナトリウム及びその化合物	200 mg／L 以下	
42	ジェオスミン	0.00001 mg／L 以下	38	マンガン及びその化合物	0.05 mg／L 以下	
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg／L 以下	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg／L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L 以下	41	蒸発残留物	500 mg／L 以下	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg／L 以下	42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg／L 以下	
			43	ジェオスミン	0.00001 mg／L 以下	
			44	2－メチルイソボルネオール	0.00001 mg／L 以下	
			45	非イオン界面活性剤	0.02 mg／L 以下	
			46	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg／L 以下	
備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			備考) 番号は、水質基準に関する省令 (平 15・5・30 厚生労働省令第 101 号) による。			